キャリアアップ助成金[一般職業訓練(育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練)]計画届チェックリスト

郵送不可

※訓練計画開始日の前日から起算して、１か月前までに以下の書類を福岡助成金センターへ提出してください。

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　確認事項

No.	確認	確　認　事　項
1	□	「キャリアアップ計画書（様式第１号）」
2	□	「キャリアアップ助成金（一般職業訓練・育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練）計画届（様式第3-1号）」
3	□	【添付書類】　aまたはbの一方で確認できない場合、双方の提出を求める場合があります。 中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類 a　企業の資本の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合（登記事項証明書、資本の額又は出資の総額を記載した書類等） b　企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合（事業所確認表（様式第8号）） 業　種 ／ 産業分類 ／ 資本金 ／ 労働者数 □ 小売業･飲食店 ／ 56～61. 76.77 ／ 5千万円以下 ／ 50人以下 □ サービス業 ／ 38.39.411.412.415.416.693.70～75.78～96 ／ 5千万円以下 ／ 100人以下 □ 卸　売　業 ／ 50～55 ／ 1億円以下 ／ 100人以下 □ その他の業種 ／ 上記以外 ／ 3億円以下 ／ 300人以下
4	□	訓練内容を確認するための書類（訓練カリキュラム等）
5	□	OFF-JTの講師要件を確認するための書類（様式第３－１号（別添様式４）） ※事業内訓練で内部講師を活用する場合
6	□	訓練期間中の対象労働者の労働条件が確認できる書類（雇用契約書又は労働条件通知書等）
7	□	一般職業訓練に関する確認書（様式３－１（別添様式１）） ※育児休業訓練である場合を除く
8	□	**【育児休業期間中の対象労働者に対し訓練を実施する場合】** 育児休業期間中に訓練の受講を開始することがわかる書類（対象労働者の育児休業申出書等）
9	□	**【中長期的キャリア形成訓練を実施する場合】** キャリアアップ助成金（中長期的キャリア形成訓練）計画届訓練受講予定者一覧（様式３－１（別添様式３））

※ No.６～９の添付書類が訓練計画届の提出と同時に提出することができない場合は、訓練開始日までに提出してください。
なお、その場合であっても、提出が可能となった後、速やかに提出してください。
※これらの書類のほかに、労働局長が書類の提出を求める場合があります。

不足書類	□無　□有	

不　足　書　類　提　出　先	受　理　印
福岡助成金センター　　担当【　　】 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東２－１１－１ 福岡合同庁舎本館１階 TEL (092)411－4701　　FAX (092)411－4703	